

令和4年長浜市農業委員会5月定例総会会議録

令和4年5月13日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番 八若 和美	2番 中川 半弥
	3番 家倉 和行	4番 多賀 正和
	6番 森川 ゆり	7番 廣部 重嗣
	8番 森 勘十	9番 橋本 治太郎
	10番 村方 義昭	11番 伊藤 泰子
	12番 尚永 稔	14番 北川富美子
	15番 大塚 高司	16番 阿辻 康博
	17番 小畑 義彦	18番 池田 美由紀
	19番 二矢 秀雄	20番 西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 今莊 和則、次長 宮本 安信、副参事 近藤 英昭
主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報告	農地利用配分計画の認可の通知について

議案第60号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第61号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第62号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第63号	農用地利用集積計画案について
議案第64号	土地改良事業参加資格交代承認について
議案第65号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について

5. 議事録署名委員

11番 伊藤 泰子 12番 尚永 稔

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和4年5月定例総会を開催させていただきます。ゴールデンウィークが終わり田植えも一気に進みましてのであたり一面、鮮やかな緑色に変わりました。また、4月21日には産業建設常任委員会が開催され、農林政策課から稼げる農業支援についてということで報告がありました。まずは、小谷城スマートインターチェンジの栽培実験農場で取り組んでおりました、カゴメ(株)とヤンマーマルシエ(株)との連携による加工用トマトの実証栽培も昨年0.3haから今年は市内6生産者の圃場、約2.5haに拡大するとともに、本市での産地化をめざし、定植や収穫等の作業を機械化し、省力化の実証に取り組まれます。また、小谷城SIC周辺の地域産業誘導地区に誘致した京都グレインシステム(株)も4月より一部稼働がはじまり7月全面稼働に向けて準備をされています。今後は麦茶用大麦の需要量に応えるため、JA等関係機関と連携して栽培面積を拡大されます。他にも、市場ニーズに応える農作物の栽培支援及び生産性向上策の検証やDX化を進めるスマート農業の推進など今後の取組みについて報告されていたので、農業への積極的な施策を期待しています。当事務局におきましても、市議会指定事案ということで3条資格と制度の見直しについて、現状と課題や下限面積の引き下げの指定要件等制度内容の説明をさせていただきました。今後、この引き下げにより一人でも農業に関心を持っていただき、新規就農または家庭菜園等を希望される方が増えることを期待しています。また、世間では暗いニュースが多い中、大変うれしいニュースがありました。長浜市鳥羽上にお住いの北村富生さんが令和4年春の黄綬褒章を受章されました。北村さんは長浜市農業委員を25年間努めていただきました。その間、農業振興委員長や鳥獣害対策特別委員長を務めていただき、大変お世話になりました。今回の受賞は野生獣による農作物被害を解消するため、獣害防止柵を発案、県、市、町、関連団体等への支援にも積極的

に取り組み、獣害に悩む地域の被害軽減と地域活性化に尽力された功績をたたえ受章されましたのでご報告させていただきます。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。

まず報告ですが、4月19日、常設審議委員会が草津市で開催され、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありましたので、職員も出席しています。

続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が3件、4条申請が4件、5条申請が9件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る5月9日に当番委員、1番の八若和美委員、2番の中川半弥委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますのでご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

先月の定例総会は出席できず、大変申し訳ございませんでした。

近頃は新緑が鮮やかになり、5月に入り、田植えが済みますとひと段落ついた気がします。しかしながら、社会情勢などいろんな事を顧みますと、ロシアのウクライナ侵攻や知床半島での観光船の沈没など、悲しい報道を聞きます。本国でもロシアに対して制裁を考えているようですが、ロシアは資源が豊かで、自給率150%とも聞きます。本国の自給率は37%と非常に低いですが、頑張っていきたいと思えます。

議事録署名委員報告、11番の伊藤泰子委員、12番の尚永稔委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和4年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、口分田町地先、田1筆、480㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は東は雑種地、西は用悪水路、南は水路、北は宅地です。

番号2、土地の表示、南高田町地先、畑1筆、308㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路です。

番号3、土地の表示、南高田町地先、田2筆、329㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は東は道路、西と南と北は宅地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和4年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計19筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は田18筆、38,693㎡、登記地目が宅地で、現況地目が田1筆、16.57㎡、計19筆、38,709.57㎡の解約です。番号1から番号4は、農地中間管理事業による利用権の解約です。番号5と6は転用目的の解約で、後にご説明します議案第62号の番号1に関連するものです。番号7から19は農地中間管理事業による利用権の解約で、耕作者の変更に伴う解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続きまして、農地利用配分計画の認可の通知について、令和4年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

このことについて、滋賀県から農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。2月定例総会における議案第45号で計画が決定されたことにより、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理権を取得された農地につきまして、令和4年3月24日付で、担い手育成基金が借り手となる認定農業者や農地所有適格法人等に貸借権を設定する、農用地利用配分計画が県知事の認可を受けました。2月の利用集積計画の内、440筆、804,945.59㎡について、農地中間管理権の設定があり、また、担い手育成基金が借り手となり、利用権設定されていたもの

を、期間途中で耕作者の変更があり残期間について、次の耕作者への農地中間管理権の設定が28筆、51, 103. 47㎡を含め、今回の配分計画では、39人の借り手に、468筆、計856, 049. 06㎡貸借権が設定されました。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようですので議案審議に移ります。

まず議案第60号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第60号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和4年5月13日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が3件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、大依町地先の田、2筆、4, 335㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところたまねぎが作付けされておりました。譲渡人は市外に居住しており管理ができないことから、申請地集落に移住された譲受人との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、布勢町地先の畑1筆、185㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の畑で不耕作地です。譲渡人は高齢で管理ができないことから、申請地集落に居住している譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号3、土地の表示、木之本町杉野地先の畑1筆、52㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の畑で保全管理をされております。本案件は、4月定例総会でご議決いただきました、空き家付農地の案件でございます。譲渡人と売買で話がまとまったため、本申請に至ったものです。

以上、番号1、番号2、番号3につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第60号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第60号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第60号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第61号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第61号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

議案第61号につきましては、今月の締切までに4件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる4月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、1番の八若和美委員、6番の森川ゆり委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和4年5月9日に、1番の八和和美委員、2番の中川半弥委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、小谷丁野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につ

きましては、八若委員さんよりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、小谷丁野町地先、畑、280㎡ 転用目的を農業用施設敷地及び車庫敷地とした申請です。周囲の状況は、東と南は宅地、北と西とは道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは、昭和54年頃に申請人の先代が農機具倉庫を、また昭和63年頃には車庫を建設され、現在に至っております。今回、申請人が不動産を整理し、贈与の手続きを進めていたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地の西側の道路横の集落内河川に排出されており、また、隣接農地はなく、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、南田附町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。申請地は、ながはまウェルセンターから北東へ300mほどに位置していることから、第3種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。なお、隣接農地所有者については、境界等のトラブルから同意が得られていない状況との報告を受けておりますが、同案件は顛末案件であり、すでに40年以上前に農地が埋め立てられて、雑種地として利用されており、その状況下で隣接農地も耕作されており、今後も農地として使用する点において問題はないと判断しております。本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、南田附町地先、田、757㎡、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は東は農道、西は宅地、南は雑種地、北は農地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和47年頃に申請人の祖父が敷地の南側の農地とともに造成工事をしているものと推察され、現在に至っております。なお、南側の農地は、その際に地目変更登記済となっております。今回、申請人が該当敷地の貸資材置場として賃貸する手続きを進めていたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地の南北にある側溝に排出されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、南小足町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、八若委員さんよりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、南小足町地先、田、892㎡ 転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は東は雑種地、西は水路、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。申請人は現在、高齢で県外在住の子供夫婦と同居しており、農地の維持が難しくなっている中で、分譲宅地の開発業者からの資材置場の確保の依頼を受けて申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地の北側に素掘りの水路を設置して排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、南小足町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、中川委員さんよりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、南小足町地先、田3筆、318㎡ 転用目的を自家用駐車場とした申請です。周囲の状況は東は水路、西は道路、南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請人は現在、高齢で県外在住の子供夫婦と同居しているが、母屋が集落内にあり、家屋管理上、定期的に自宅を訪れており、その際に必要となる駐車場を確保するのに苦労していたので、申請者所有の土地を駐車場として整備するために申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地の東側と南側に素掘りの水路を設置して排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第61号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(北川委員)

番号2についてお聞きします。こちらの申請地においては、すでに40年以上前に農地が埋め立てられて、雑種地として利用されており、その状況下で隣接農地も耕作されており、今後も農地として使用する点において問題はないと判断してのことだとお聞きしておりますが、農地転用隣地承諾書で隣接農地所有者の押印がなくても問題はないのでしょうか。

(事務局)

ご説明させていただきます。こちらについては現状が雑種地として利用されておりますので、現状のまま使用されます。隣接農地所有者については、境界等のトラブルから同意が得られていない状況との報告を受けておりますが、事務局としては圃場整備ができており、今後も農地として使用する点において問題はないと判断し、隣接農地所有者の承諾なしに受付をしております。農地転用隣地承諾書についてですが、国の通達などで、基本的に求めるべきでないという文書をいただいております。しかしながら事務局といたしましては、農地転用をされることにより隣接農地に影響が出る場合もございますので、現時点では同意を求めています。

(会長)

私達は農地を守ることをしておりますので、農地転用隣地承諾書で隣接農地所有者の押印は必要だと思います。

(將亦委員)

申請地の隣地が農地の場合、隣接農地に影響を及ぼさないことが条件となっているはずなので、必要だと思います。今回の場合は、現状が農地ではないと見受けられるとのことなので、隣接農地に影響を及ぼさないことに少し当てはまるような見解もされる。今後は、対象地の隣地が農地の場合は、農地転用隣地承諾書で隣接農地所有者の押印は必要だと思います。

(会長)

他にございませんか。

(廣部委員)

番号3、4についてお聞きします。素掘りの水路を設置して排出する計画とのことですが、居住地も遠く、管理などは十分にできるのでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。たしかに居住地が遠く、素掘りの水路では管理が難しいかとも思えます。申請者へ許可にあたって、ご意見内容をご指摘することもできます。

(廣部委員)

番号2についても隣接地との間は舗装などされてないので、自然浸透になるのかもしれませんが少し気になると思います。

(会長)

他にございませんか。

(中川委員)

番号2についてお聞きしております。隣接農地所有者が承諾されないということは、何か思いがあってのことではないでしょうか。現況、隣接農地が今後も農地として使用する点において問題はないとの判断はどうかと思う。許可するにしても、再度、隣接農地所有者に承諾をお願いにいくように指導するなど、農業委員会としての姿勢を示さないのは心配に思います。

(会長)

他にございませんか。

(池田委員)

条件付きで許可した場合、その後、確認としてはどのようにされるのでしょうか。

(八若委員)

このようなケースで今までにも許可した案件がある。もっと時間をかけて議論をしなければいいのではないか。

(廣部委員)

構造物のない水路は今までもありましたが、今回は近くに居住されておられないので、管理などが少し心配に思います。

(西橋委員)

番号4について、申請地はアスファルトで覆われているわけではないので、自然浸透でもいいかと思えます。

(会長)

一度、暫時休憩いたします。

(事務局)

番号4についてご説明させていただきます。舗装などされないとお聞きしておりますので、雨水、排水については通常は自然浸透で、不十分な場合を思って素掘りの水路へ流れるよう計画をされております。

(大塚委員)

番号4についてお聞きします。転用目的を自家用駐車場とした申請ですが、それにしては面積が大きいように思います。

(事務局)

お答えします。計画では4台ほどとお聞きしておりますが、親族で集まる機会もあり、その事を考慮されてのことだと思えます。

(会長)

再開します。

現地調査の結果から、八若委員に説明をお願いしたいと思えます。

(八若委員)

番号4についてお答えします。計画では25cmほど埋め立てされ、駐車場として使用を予定されています。申請地の裏の水路を利用され、自然浸透でも十分かと思えますが、隣接農地に迷惑をかけないように敷地の東側と南側に素掘りの水路を設置して排出する計画をされておられます。また居住地は遠いですが、同居されている子供夫婦もおられますので、管理も可能かと思えます。

(会長)

他にございませんか。

(小畑委員)

同じく番号4についてお聞きします。写真を拝見しますと、隣の田と同じ高さに見える。申請通り埋め立てされ駐車場として使用されますが、隣接農地に影響はないのですか。

(八若委員)

隣接農地に影響はないものと思えます。

(小畑委員)

本当に影響がないのでしょうか。隣接農地所有者が承諾しているのでしょうか。

(事務局)

隣接農地所有者の承諾はいただいております。

(森川委員)

隣接農地所有者の承諾は土地所有者にいただくもので、所有者と耕作者が違う場合は、耕作者のご意見はわからないのではないのですか。

(事務局)

ご説明させていただきます。申請内容については、2つの水路をつくる計画をされておられます。そのうちの1つが、自然浸透できなかつた分が隣接の田に流れ込まないように、奥の水路へ流れるよう、盛土より少し低めに手掘りの水路を計画されております。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(中川委員)

いろいろな意見が出ておりますので、一括ではなく、一案件ごとに裁決を採ればいいのではないのでしょうか。

(二矢委員)

番号4についてですが、水路をつくられるのもいいのですが、造成される段階で傾斜をつけるなど、他の方法もあるのではないのでしょうか。そういう事を申請者へお伝えすればいいのではないですか。

(会長)

裁決の方法にご意見がありましたが、一括で裁決をとりたいと思いますが、いいのでしょうか。

(全委員)

意義なし。

(会長)

ありがとうございます。委員の皆様からのご意見は、事務局からしっかりとお伝えしていただき、裁決に移ります。

議案第61号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第62号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第62号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年5月13日、長浜市農業委員会会長名。

議案第62号につきましては、今月の締切までに9件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついております案件につきましては、先の議案第61号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、高月町東柳野地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南東部に位置します。

写真をご覧ください。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、該当地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に設置されるものは例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから、受付いたしております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告いただきます。

(八若委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、高月町東柳野地先、田3筆、340㎡、宅地、現況は畑、1筆、16.57㎡、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は水路、北は道路です。

写真をご覧ください。今回、譲受人が東柳野の実家近くの土地を探していたところ、譲渡人の土地を譲り受けることができる話がまとまったので、申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水については、集水桝により敷地の北側側溝に排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、加田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、中川委員さんよりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、加田町地先、畑、88㎡ 転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南

は宅地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲渡人は、昭和30年頃に先代が建築された家畜小屋を解体の上で、駐車場として譲受人に売却する手続きを取る際、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地の北側及び西側に道路側溝に排出できるようになっており、また隣接農地はないため、影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、高月町宇根地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、八若委員さんよりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、高月町宇根地先、田3筆、2,066㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲住宅とした申請です。周囲の状況は、東と北と南は道路、西は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は市内に本社があり、不動産業を営んでいます。今回、需要が高く利便性が良い場所で分譲住宅の建築を計画され、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、西側にコンクリート擁壁を設置し、隣接農地に雨水等が流れ込まないように対処するほか、東側と北側には、側溝及び集水桝を設置して排水する計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、湖北町猫口地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、中川委員さんよりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、湖北町猫口

地先、畑、374㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は貸主所有農地、南は水路、北は農地です。

写真をご覧ください。貸主の子供である借主は、実家近くの敷地で住宅の建築を考えており、申請地が適地と判断し申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、雨水は南側の用悪水路に排水し、排水については、集落排水に新規接続する計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、高月町柏原地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、八若委員さんよりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、高月町柏原地先、畑、2筆、321㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場、進入路、庭園とした申請です。周囲の状況は東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は敷地の東側に住宅を持っていますが、進入路が南側から入るようになっているものの、自動車の進入が難しいため、敷地北側の道路からの進入及び駐車スペースを確保するとともに、一部庭園として使用する計画を立て、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で処理される計画をされており、隣接農地もないため、農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、木之本町杉野地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、中川委員さんよりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、木之本町杉

野地先、畑、181㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場敷地及び車庫敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は道路、北は農地、です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは譲渡人の祖父が物置として造成し、また、父が昭和53年頃に車庫を設置し、現在に至ったものです。

今回、譲受人と譲渡人の間で売買の手続きを進める中、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で処理される計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、鍛冶屋町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、鍛冶屋町地先、畑、36㎡、契約内容は贈与で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は東は道路、西は水路、南は水路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は該当地のすぐ南の歴史的建造物及び敷地について、譲渡人から管理をお願いされており、今回、贈与の話がまとまり、建物とともに、申請敷地の贈与を受けられる予定です。なお、同敷地は、建物を管理する際に定期的に訪れるための駐車場として使用される予定です。なお、譲受人が共有であるのは、3人が祖母、子、孫の家族関係にあり、今後、家族として管理する予定であることを踏まえたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透と申請地南側水路に排水する計画をされており、隣接農地もなく隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、9、下之郷町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。両申請は同じ敷地エリアであるために、一括で説明します。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につ

きましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号8、9について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は土地の表示、下之郷町地先、畑2筆、352㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東は山林、南は道路、西は宅地、北は公園です。

写真をご覧ください。譲受人は家族を増えることを考え、市内で一軒家の建築を計画され、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

同じく、番号9は土地の表示、下之郷町地先、畑2筆、315㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請で、番号8の敷地のすぐ隣の敷地となっています。また、番号8と番号9の譲受人は兄弟で、敷地をまとめて購入し、敷地を分筆し、それぞれが土地の所有者となり、隣り合わせで家を建築される計画となっています。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策については、自然浸透と申請地南側の水路に排水する計画をされており、隣接農地もないため、農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第62号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第62号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第63号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第63号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和4年5月13日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手43人に対して借り手が7人で、筆数は65筆、

合計の面積で、123,507.8㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者5人、取得者6人、筆数は10筆、面積は9,788㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定についてと記載されている番号1から番号65のすべてが、相対により地元農業者に、利用権を設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルの後方が、所有権移転についてと記載されている番号1から番号10につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1と番号4から10については、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。また、番号2と番号3につきましては、市の所有地が譲受人と調整が整いましたので、諮問案件としております。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第63号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。6番の森川ゆり委員、17番の小畑義彦委員、19番の二矢秀雄委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

諮問をうけました、議案第63号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に議案第64号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第64号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和4年5月13日提出、長浜市農

業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にごございますように、今回、姉川沿岸土地改良区から申し出がありました1番から15番までの15件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えるので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第64号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは議案第64号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第65号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第65号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について。農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和4年5月13日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときは、その面積と規定されており、今回、公告しようとするものです。今般告示を行う、湖北町津里地先の畑1筆と湖北東尾上町の畑1筆について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については、空き家バンクに空き家と農地の登録をされ、今般売買の話がまとまり申請に至ったものです。湖北町津里地先の畑1筆と湖北東尾上町の畑1筆について、さる4月20日に現地委員であります池田委員と事務局で現地調査を行っ

た結果、湖北町津里地先の畑は遊休農地でしたが、営農については、耕作再開も容易なこと。また、湖北町東尾上地先の畑は保全管理されており、別断面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、4月21日事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。

以上をもちまして、議案第65号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第65号についてご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第65号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、提案どおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり設定することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から報告事項を説明してください。

(事務局)

それでは、続きまして令和4年5月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和4年6月の農業委員会定例総会につきましては、令和4年6月10日、金曜日の午後1時30分になり、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定をしております。

3点目、令和4年6月の農地転用の現地調査につきましては、令和4年6月3日、金曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは3番の家倉委員、20番の西橋委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしく申し上げます。

4点目、令和4年5月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和4年5月23日、月曜日の午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、3番の家倉委員、14番の北川委員です。よろしくお願いいたします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)

令和4年6月10日

議事録署名

会 長

番

番
